

高萩市立小中学校
適正規模・適正配置基本方針

高萩市教育委員会

目 次

第 1 章 基本方針策定の目的と概要	1
1. 策定の背景と必要性.....	1
2. 基本方針の位置付け.....	1
3. 高萩市が目指す教育.....	2
4. 策定体制.....	2
第 2 章 高萩市の現状と課題	3
1. 児童生徒数と学級数の推移.....	3
2. 学校の位置図.....	9
3. 小・中学校施設の状況.....	10
4. 学校規模によるメリット・デメリット.....	11
第 3 章 高萩市における適正規模・適正配置	14
1. 高萩市における適正規模.....	14
2. 高萩市における適正配置.....	15
3. 学校規模適正化の手法.....	17
第 4 章 留意事項	18
1. 既存の小規模校への対応.....	18
2. 多様な教育方法の検討.....	18
3. 地域との連携.....	18
4. 防災拠点としての学校.....	18
5. 市長部局との緊密な連携による検討.....	19
6. 継続的な見直しの実施.....	19
付属資料	20
資料 1 高萩市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱.....	21
資料 2 高萩市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会委員名簿.....	22
資料 3 高萩市立小中学校適正規模・適正配置基本方針策定経過概要.....	23
資料 4 小中学校の適正規模等に関する意識調査.....	24

第 1 章 基本方針策定の目的と概要

1. 策定の背景と必要性

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。

一方、本市における現在の児童生徒数は、急激な少子化や社会減の影響により20年前の約半数まで減少し、小・中学校の小規模化が進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口の推計は、今後も一貫して減少を続ける見込みとなっています。このため、本市では人口減少対策として「高萩市創生総合戦略」に基づく各種施策に取り組んでいますが、それでも児童生徒数の減少は避けられず、適正な学校規模の維持は、ますます困難になることが予想されます。

学校は地域の方にとってはコミュニティの拠点であり、災害時の避難所でもありますので、そういった点での施設の維持は重要ですが、それによって、子どもたちにとって、受けられる教育の形態や出会う友達の数、通学の安全性などに学校間の差が生じることは避けなければなりません。

本市では、「主体的に学び、未来を切り拓く地域人の育成」を基本理念とし、次代を担う子どもたちが一人一人のもつ個性や能力、可能性を一層伸ばすための教育を充実するとともに、自ら学び、自ら課題を解決できる力を身に付けた、心豊かなたくましい人づくりを目指しています。

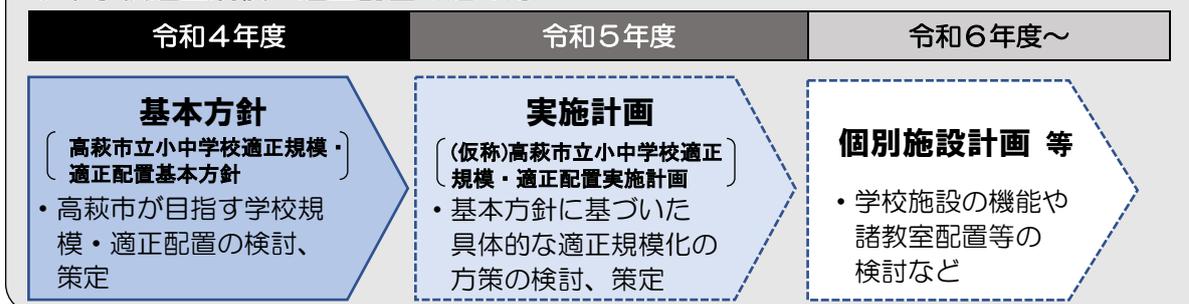
この基本理念の実現化の方策の一つとして、学校規模の適正化や配置を進めることが必要であり、ここに「高萩市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（以下、「基本方針」という。）」を策定しました。本基本方針は、学校が小規模化することに伴い生ずる様々な課題を解消するとともに、本市が目指す教育の実現に向けた一方策として、学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方を示すものです。

2. 基本方針の位置付け

本基本方針は、本市の実情を適正に評価し環境を整備することで、教育の充実を図るために策定するものです。本基本方針の策定にあたっては、「第6次高萩市総合計画」をはじめ、「高萩市教育大綱」「高萩の教育」に則り、他の関連する計画とも整合を図りながら策定しています。

また、本基本方針に定める「本市が目指す学校の適正規模等」を維持・確保することを目標に、具体的な学校の適正規模化のための方策を明らかにするため、本基本方針に基づいた、(仮称)高萩市立小中学校適正規模・適正配置実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定するものとします。

小中学校適正規模・適正配置の進め方



3. 高萩市が目指す教育

(1) 教育の基本理念

主体的に学び、未来を切り拓く地域人の育成
～地域全体で「たかはぎ」に誇りと
愛着をもった人を育て次世代につなごう～

学校、家庭、地域及び企業等が連携し、自立した心を持ち、豊かな心と健やかな体、確かな学力を身に着け、たくましくバランスのとれた子どもたちを育み、市民一人一人が「たかはぎ」に誇りと愛着を持ち、次の世代を支え育てる「人づくり」を進めます。

(2) 学校教育の基本政策

～豊かな心と健やかな体を持つ
生き生きとした萩っ子を育てます～

一人一人の個性や能力、可能性を広げる教育内容を充実させ、生涯をよりよく生きるための豊かな心と健やかな体を持つ、生き生きとした萩っ子を育てます。

地域の特性や実態に合わせた指導体制や教育施設の充実に努め、豊かで安心して学べる教育環境を構築していきます。

出典：高萩市教育大綱

4. 策定体制

本基本方針は、行政単体で学校の適正規模・適正配置を検討するのではなく、市民の意向を踏まえた方針とするため、有識者、学校関係者、小・中学校の保護者などで構成する「高萩市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、様々な視点から検討を進めてまいりました。

更に、幅広く市民の考えや意識を把握し、検討委員会での議論を充実させるとともに、本基本方針策定の基礎資料とすることを目的に、未就学児及び小・中学校児童生徒の保護者、市民、並びに市内の小・中学校に勤務する教職員を対象とした意識調査を実施しました。

第2章 高萩市の現状と課題

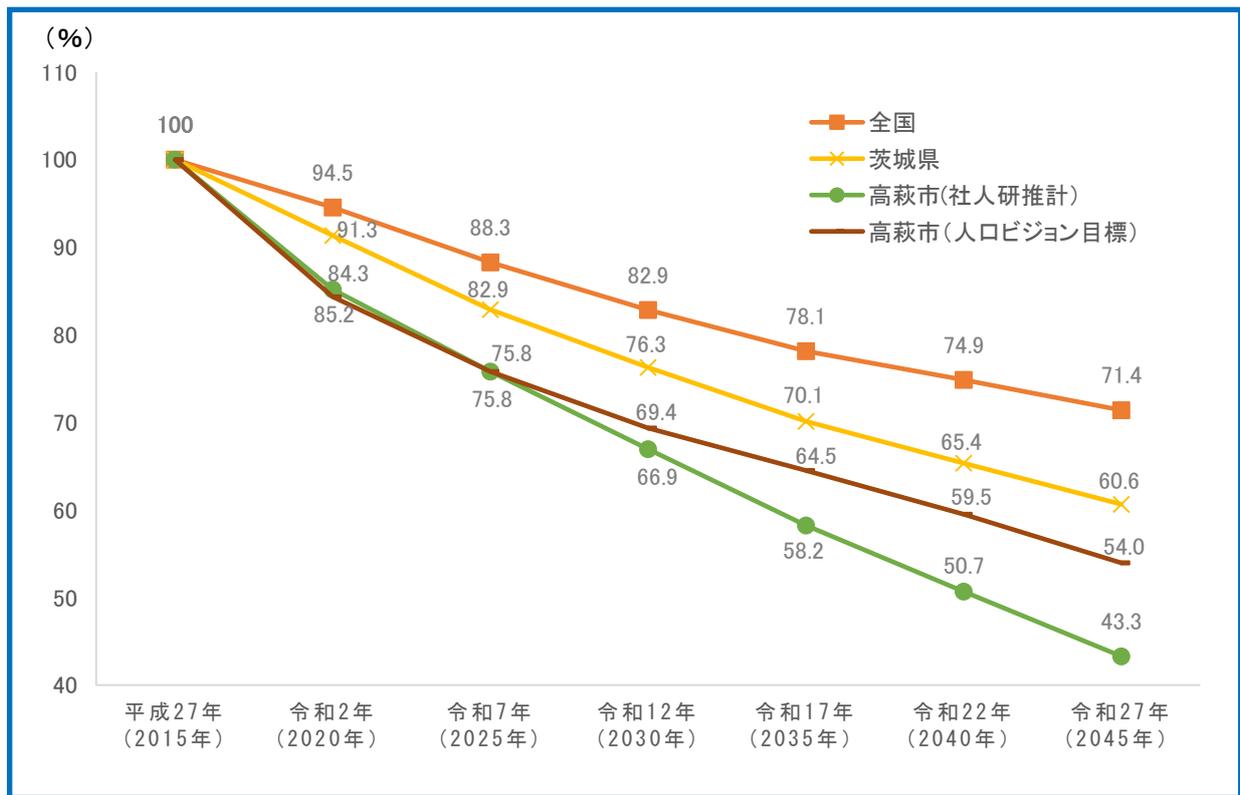
1. 児童生徒数と学級数の推移

(1) 全国・茨城県との比較

国立社会保障・人口問題研究所による0歳～14歳の幼年年齢の将来人口推計は、全国、茨城県、高萩市ともに減少する予測です。本市の令和27（2045）年の幼年年齢人口は、1,441人になると見込まれています。これは、平成27（2015）年の国勢調査時より、約57%減少するもので、全国、茨城県よりも減少の度合いが大きくなっています。

高萩市では、平成27年10月に「高萩市創生総合戦略」を策定し、合計特殊出生率の向上や社会移動の均衡を図るなどの各種施策を講じ、人口減少の抑制に取り組んでいるものの、高萩市総合戦略における将来目標人口は、現在よりも減少する人口に設定されており、幼年人口も減少することが予想されています。

0歳から14歳の将来人口推計（平成27年を100とした場合の減少率）



出典：全国「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
茨城県『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年）』（国立社会保障・人口問題研究所）
高萩市『高萩市人口ビジョン改訂版（令和3（2021）年）』（高萩市）

0歳から14歳の将来人口推計

(単位：人)

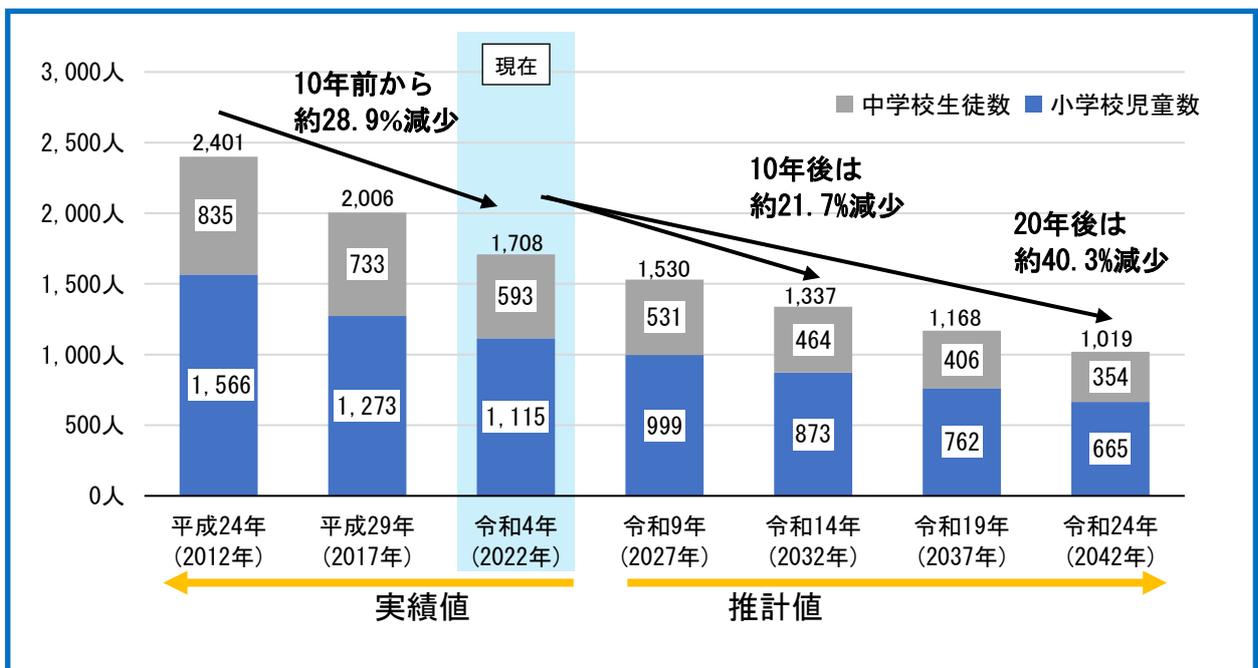
	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
全国	15,945,000	15,075,000	14,073,000	13,212,000	12,457,000	11,936,000	11,384,000
茨城県	366,180	334,448	303,436	279,345	256,755	239,318	222,074
高萩市 (社人研推計)	3,329	2,836	2,523	2,228	1,938	1,687	1,441
高萩市 (人口ビジョン目標)	3,329	2,807	2,524	2,309	2,147	1,981	1,796

(2) 高萩市の児童生徒数の推移及び将来予測

高萩市の小・中学校の児童生徒数は、1970年代以降、一時的に増加した期間はあるものの、減少が続いています。

令和4(2022)年の小学校の児童数は1,115人、中学校の生徒数は593人となっており、今後も人口の減少に伴い児童生徒数の減少が見込まれています。将来推計では、20年後の令和24(2042)年には、児童数は665人、生徒数は354人となる見込みであり、令和4(2022)年よりも、約40.3パーセント減少する予測です。

高萩市における児童生徒数の推移及び将来予測



※児童生徒数の将来推計値は、国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」)「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」における5~14歳推計人口の減少率を令和4年実績値に乗じた人数

(3) 令和4年度小・中学校別児童生徒数・学級数

令和4年5月1日現在、市内の4つの小学校の内、高萩小学校、秋山小学校及び松岡小学校の3つの小学校がいずれも各学年2学級で児童数は約300人となっています。東小学校は他の小学校より規模が小さく、各学年1学級で児童数は169人となっています。

高萩市立小学校の児童数（令和4年5月1日現在）（単位：人）

区 分		通常学級						特別支 援学級	総 計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年			計
高萩小学校	学級数	2	2	2	2	2	2	12	3	15
	児童数	49	49	56	45	49	53	301	17	318
秋山小学校	学級数	2	2	2	2	2	2	12	3	15
	児童数	52	46	43	48	47	61	297	18	315
松岡小学校	学級数	2	2	2	2	2	2	12	4	16
	児童数	37	39	49	62	54	50	291	22	313
東小学校	学級数	1	1	1	1	1	1	6	2	8
	児童数	24	30	27	25	29	26	161	8	169
計	学級数	7	7	7	7	7	7	42	12	54
	児童数	162	164	175	180	179	190	1,050	65	1,115

出典：令和4年度学校基本調査

中学校では、高萩中学校が最も大きく、学級数は8学級、生徒数は264人となっています。秋山中学校と松岡中学校は各学年2学級で、生徒数はそれぞれ149人と180人となっています。

高萩市立中学校の生徒数（令和4年5月1日現在）（単位：人）

区 分		通常学級				特別支 援学級	総 計
		1年	2年	3年	計		
高萩中学校	学級数	2	3	3	8	2	10
	生徒数	74	99	84	257	7	264
秋山中学校	学級数	2	2	2	6	2	8
	生徒数	41	45	56	142	7	149
松岡中学校	学級数	2	2	2	6	2	8
	生徒数	63	54	52	169	11	180
計	学級数	6	7	7	20	6	26
	生徒数	178	198	192	568	25	593

出典：令和4年度学校基本調査

(4) 学校別児童生徒数の将来予測

令和4年5月1日現在の1歳から6歳までの学区別・年齢別の住民基本台帳人口は下表のとおりです。

この就学前人口と各学校の在籍児童生徒数を基に、小学校では6年後(令和10年)、中学校では12年後(令和16年)までの学校別児童生徒数及び学級数を次ページのとおり推計してみました。

なお、この推計値は生存率及び純移動率並びに区域外の学校(私立や県立校など)に通学する児童・生徒数を考慮せずに推計したもので、記載の人数より若干少なくなるものと考えています。

学区別・年齢別住民基本台帳人口(令和4年5月1日現在) (単位:人)

年齢	生年月日	高萩小学区	秋山小学区	松岡小学区	東小学区	計
6歳	H28.4.2~H29.4.1	54	48	40	32	174
5歳	H29.4.2~H30.4.1	53	34	34	25	146
4歳	H30.4.2~H31.4.1	53	37	30	25	145
3歳	H31.4.2~R2.4.1	53	24	20	29	126
2歳	R2.4.2~R3.4.1	48	37	22	31	138
1歳	R3.4.2~R4.4.1	42	21	25	27	115

① 【小学校】令和4年度から令和10年度の学校別児童数・学級数

以下は、令和4年度から令和10年度の児童数・学級数を示した表です。

令和4年度は、東小学校が各学年1学級で他の小学校は各学年2学級を編制しています。

高萩小学校と東小学校の令和10年度までの児童数の推移はほぼ横ばいですが、秋山小学校と松岡小学校が減少の度合いが大きく、令和6年度には1学年35人を下回る学年が現れ、第1学年が1学級となる見込みとなっています。

【小学校】令和4年度から令和10年度までの児童数・学級数 (単位：人)

		高萩小学校							秋山小学校						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
R4	児童数	50	50	57	50	53	58	318	54	50	47	52	50	62	315
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	12
R5	児童数	54	50	50	57	50	53	314	48	54	50	47	52	50	301
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	12
R6	児童数	53	54	50	50	57	50	314	34	48	54	50	47	52	285
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	1	2	2	2	2	2	11
R7	児童数	53	53	54	50	50	57	317	37	34	48	54	50	47	270
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	2	1	2	2	2	2	11
R8	児童数	53	53	53	54	50	50	313	24	37	34	48	54	50	247
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	1	2	1	2	2	2	10
R9	児童数	48	53	53	53	54	50	311	37	24	37	34	48	54	234
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	2	1	2	1	2	2	10
R10	児童数	42	48	53	53	53	54	303	21	37	24	37	34	48	201
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	1	2	1	2	1	2	9

		松岡小学校							東小学校						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
R4	児童数	38	43	54	63	62	53	313	24	32	30	26	29	28	169
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	1	1	1	1	1	1	6
R5	児童数	40	38	43	54	63	62	300	32	24	32	30	26	29	173
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	1	1	1	1	1	1	6
R6	児童数	34	40	38	43	54	63	272	25	32	24	32	30	26	169
	学級数	1	2	2	2	2	2	11	1	1	1	1	1	1	6
R7	児童数	30	34	40	38	43	54	239	25	25	32	24	32	30	168
	学級数	1	1	2	2	2	2	10	1	1	1	1	1	1	6
R8	児童数	20	30	34	40	38	43	205	29	25	25	32	24	32	167
	学級数	1	1	1	2	2	2	9	1	1	1	1	1	1	6
R9	児童数	22	20	30	34	40	38	184	31	29	25	25	32	24	166
	学級数	1	1	1	1	2	2	8	1	1	1	1	1	1	6
R10	児童数	25	22	20	30	34	40	171	27	31	29	25	25	32	169
	学級数	1	1	1	1	1	2	7	1	1	1	1	1	1	6

※学級数に特別支援学級は含まない

※令和5年度以降の児童数は令和4年5月1日現在の人口を基に推計

※学級数は1学級35人で算出

② 【中学校】令和4年度から令和16年度の学校別生徒数・学級数

中学校では、令和4年度は、すべての学校で1学年に複数の学級がありますが、令和10年度には松岡中学校、令和12年度には秋山中学校において1学年40人を下回る学年が生じます。松岡中学校と秋山小学校はその後児童数が減少し、すべての学年が1学級になる見込みです。

【中学校】令和4年度から令和16年度までの生徒数・学級数 (単位：人)

		高萩中学校				秋山中学校				松岡中学校			
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
R4	生徒数	74	101	89	264	44	47	58	149	65	63	52	180
	学級数	2	3	3	8	2	2	2	6	2	2	2	6
R5	生徒数	86	74	101	261	62	44	47	153	53	65	63	181
	学級数	3	2	3	8	2	2	2	6	2	2	2	6
R6	生徒数	82	86	74	242	50	62	44	156	62	53	65	180
	学級数	3	3	2	8	2	2	2	6	2	2	2	6
R7	生徒数	76	82	86	244	52	50	62	164	63	62	53	178
	学級数	2	3	3	8	2	2	2	6	2	2	2	6
R8	生徒数	87	76	82	245	47	52	50	149	54	63	62	179
	学級数	3	2	3	8	2	2	2	6	2	2	2	6
R9	生徒数	82	87	76	245	50	47	52	149	43	54	63	160
	学級数	3	3	2	8	2	2	2	6	2	2	2	6
R10	生徒数	74	82	87	243	54	50	47	151	38	43	54	135
	学級数	2	3	3	8	2	2	2	6	1	2	2	5
R11	生徒数	86	74	82	242	48	54	50	152	40	38	43	121
	学級数	3	2	3	8	2	2	2	6	1	1	2	4
R12	生徒数	78	86	74	238	34	48	54	136	34	40	38	112
	学級数	2	3	2	7	1	2	2	5	1	1	1	3
R13	生徒数	78	78	86	242	37	34	48	119	30	34	40	104
	学級数	2	2	3	7	1	1	2	4	1	1	1	3
R14	生徒数	82	78	78	238	24	37	34	95	20	30	34	84
	学級数	3	2	2	7	1	1	1	3	1	1	1	3
R15	生徒数	79	82	78	239	37	24	37	98	22	20	30	72
	学級数	2	3	2	7	1	1	1	3	1	1	1	3
R16	生徒数	69	79	82	230	21	37	24	82	25	22	20	67
	学級数	2	2	3	7	1	1	1	3	1	1	1	3

※学級数に特別支援学級は含まない

※令和5年度以降の生徒数は令和4年5月1日現在の人口を基に推計

※学級数は1学級40人で算出

<参考> 市内から市外の学校への通学者数 (令和4年度) (単位：人)

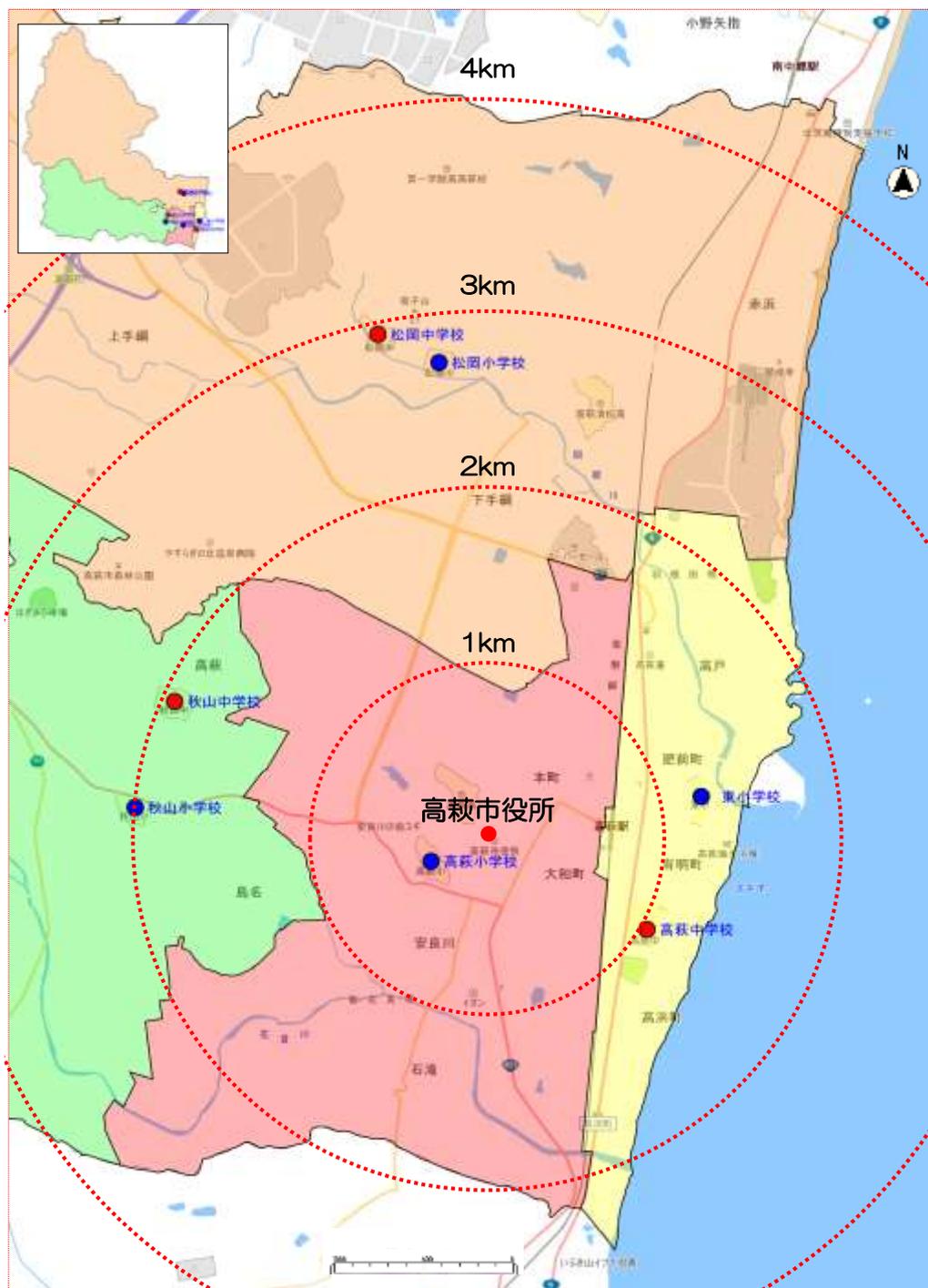
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学生	5	6	3	2	5	4	25
中学生	11	16	20				47

市外から高萩市立小・中学校への通学者数 (令和4年度) (単位：人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学生	4	1	3	3	1	4	16
中学生	2	1	2				5

2. 学校の位置図

下の図は、各小中学校の位置と小学校の学区を色分けした図です。高萩市は市域の約80%が山間部であり、山間部を除いた地域に約98%の人口が集中しています。市内の全ての小・中学校は、高萩市役所を中心に半径3km以内に配置されている状況です。



3. 小・中学校施設の状況

学校施設の主要な建物 21 棟の内、12 棟が築 40 年以上経過し、老朽化が進んでいるものの応急的な修繕などにより対応しています。

また、昭和 56 年 6 月以前に建築された旧耐震基準の建築物については、平成 23 年から平成 28 年にかけて耐震補強を実施し、高萩市立の小・中学校については耐震化が完了しています。

[小学校]

学校名	建物名	構造/階数	延床面積 (㎡)	建築年	備考（耐震改修年等）
高萩小学校	校舎棟	RC/3F	2,421	1969	2012（平成 24 年）
	校舎棟	RC/3F	3,586	1976	2012（平成 24 年）
	体育館	S/2F	951	1978	2013（平成 25 年）
秋山小学校	校舎棟	RC/3F	3,467	1982	—
	校舎棟	RC/1F	608	2015	—
		W/2F			
体育館	S/2F	733	1978	2013（平成 25 年）	
東小学校	校舎棟	RC/3F	765	1973	2014（平成 26 年）
	校舎棟	RC/3F	3,374	1996	—
	校舎棟	RC/2F	1,784	1998	—
	体育館	S/2F	928	1977	2011（平成 23 年）
松岡小学校	校舎棟	RC/2F	4,680	2010	—
	体育館	S/2F	681	1973	2012（平成 24 年）

[中学校]

学校名	建物名	構造/階数	延床面積 (㎡)	建築年	備考（耐震改修年等）
高萩中学校	校舎棟	RC/3F	3,342	1975	2016（平成 28 年）
	校舎棟	RC/3F	2,912	1977	
	体育館	RC/2F	1,241	2011	—
秋山中学校	校舎棟	RC/3F	2,704	1992	—
	校舎棟	RC/3F	2,954	1994	—
	体育館	S/1F	837	1972	2011（平成 23 年）
松岡中学校	校舎棟	RC/3F	2,688	1985	—
	校舎棟	RC/3F	553	1992	—
	体育館	S/2F	659	1972	2014（平成 26 年）

※「新耐震基準」1981（昭和 56）年 6 月

4. 学校規模によるメリット・デメリット

高萩市は学校規模の小規模化が大変顕著になってきています。このような状況がより進行すると、他の自治体との間における教育環境の不均衡や小規模化による教育上、あるいは学校運営上の様々な問題が発生していく恐れがあります。

ここでは、標準規模より小さな学校のメリット・デメリットについて整理しました。

なお、学校の標準規模とは、国における適正規模及び茨城県における適正規模の指針として示されている1学校当り12学級以上の学校とします。

(1) 国における適正規模の標準

小学校：12学級以上18学級以下（1学年2～3学級）通学距離がおおむね4km以内

中学校：12学級以上18学級以下（1学年4～6学級）通学距離がおおむね6km以内

● 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

（同第79条により、中学校に準用）

● 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）
（適正な学校規模の条件）

第4条 法第33条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。

2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

学校教育法施行規則（第41条、第79条）では、「12学級以上18学級以下」を小・中学校の標準規模としており、1学年当たり小学校では2学級から3学級まで、中学校では4学級から6学級までになります。法令上、学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が、当該学校が都市部にあるのか、過疎地にあるのかなども含め、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものとされています。

(2) 茨城県における適正規模の指針

小学校：クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい

中学校：クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい

「公立小・中学校の適正規模について（指針）」茨城県教育委員会（平成20年4月策定）より

本指針には、留意すべき事項として、保護者や地域住民と一体となって新たな学校での教育に関しての取組などについて十分な議論を行うこと、地理的・歴史的な成り立ちにおける生活圏などを考慮すること、保護者や地域住民の不安の解消などに配慮することなどの事項が併せて示されています。

(3) 標準規模未満の学校のメリット・デメリット

標準規模未満の学校のメリット・デメリットとしては、下記のことが挙げられます。

標準規模未満の学校でのメリット・デメリット

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の一人一人に目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ○学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ○児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。 ○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ○児童生徒の一人一人に目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ○切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営・財政面	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。 ○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ○一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ○子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者や地域社会との連携が図りやすい。 ○災害発生等による緊急避難時に混雑が生じにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

出典：文部科学省 中央教育審議会の初等中等教育分科会の小・中学校の設置・運営の在り方に関する作業部会【H20.12.2】において配布された資料より

高萩市教育委員会実施「教職員対象小中学校の適正規模等に関する意識調査」より

前述のメリット・デメリットを基に令和4年6月から7月にかけて、市内の小中学校の教職員を対象としたアンケート調査を行いました。

標準規模より小さな学校のメリットとしては、小学校、中学校の教職員ともに、「教員の目が届きやすく、きめ細やかな指導を受けやすい」が最も多く、デメリットとしては、「クラス替えが困難なことから、児童生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい」が最も多い回答となりました。

標準規模より小さな学校のメリット（複数回答）

回答者数：小学校 79 人、中学校 56 人

項目	小学校		中学校	
	人数	割合	人数	割合
1. 児童・生徒の人間関係が深まりやすい	18	(11.92%)	19	(17.76%)
2. 学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会が多くなりやすい	36	(23.84%)	18	(16.82%)
3. 異学年間の教育・交流活動の機会が多くなりやすい	27	(17.88%)	13	(12.15%)
4. 教員の目が届きやすく、きめ細やかな指導を受けやすい	42	(27.81%)	39	(36.45%)
5. 授業で使用する教材や教具が一人一人に行き渡りやすい	13	(8.61%)	10	(9.35%)
6. 学校と保護者・地域住民が連携した教育活動を展開しやすい	14	(9.27%)	6	(5.61%)
7. メリットはない	1	(0.66%)	1	(0.93%)
8. その他	0	(0.00%)	1	(0.93%)
計	151	(100.00%)	107	(100.00%)

標準規模より小さな学校のデメリット（複数回答）

回答者数：小学校 79 人、中学校 56 人

回答	小学校		中学校	
	人数	割合	人数	割合
1. クラス替えが困難なことなどから、児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい	59	(40.97%)	49	(47.12%)
2. 多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい	36	(25.00%)	29	(27.88%)
3. 運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に制約が生じやすい	15	(10.42%)	7	(6.73%)
4. 習熟度別学習やグループ学習など多様な学習形態がとりにくい	8	(5.56%)	6	(5.77%)
5. 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい	12	(8.33%)	7	(6.73%)
6. PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい	10	(6.94%)	4	(3.85%)
7. デメリットはない	2	(1.39%)	0	(0.00%)
8. その他	2	(1.39%)	2	(1.92%)
計	144	(100.00%)	104	(100.00%)

第3章 高萩市における適正規模・適正配置

第2章の現状と課題で整理したとおり、高萩市では年少人口の減少はすでに始まり、今後の出生率の大幅な改善による人口の自然増や転入による社会増は考えにくい状況です。

学校教育を行う上で適正な学校規模や適正な配置を確保することは、児童生徒の良好な教育環境の維持や教員の指導体制の充実、更に学校を円滑に運営するためにも非常に重要なことです。

本章では第2章で整理した現状と課題を踏まえ、高萩市における適正規模・適正配置の基準や方向性、適正規模・適正配置を進めていくための基本的な考え方を整理しました。

1. 高萩市における適正規模

(1) 基本的な考え方

学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。学校では、単に教科などの知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要です。

そうした教育を行うためには、一定の規模の児童生徒の集団が確保されていることや、経験年数や専門性などバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましいと考えます。

また、複数のクラスを確保できない場合、クラス替えができず児童生徒の人間関係が固定化しやすく、切磋琢磨する教育活動ができにくい環境となってしまいます。

したがって、本市においては、各学年において複数クラスを確保できることを基本として進めてまいります。

（２）適正規模の基準

高萩市の適正規模を定めるに当たり、国及び茨城県の標準規模（小学校 12 学級以上、中学校 9 学級以上）を基本とした上で、教職員へのアンケート結果なども踏まえ、高萩市の実態により検討を行いました。

小学校では、最低限クラス替えができ、同学年に複数教員を配置するため、各学年 2 学級以上あることが望ましいと考えます。

中学校では、部活動の選択肢が確保できるなど多様な集団の形成が図られやすく、また、国語・社会・数学・理科・英語に複数教員を配置することで十分な教育効果が期待できることから、各学年 3 学級以上が望ましいと考えます。

高萩市における適正規模の基準

小学校	各学年 2 学級以上
中学校	各学年 3 学級以上

また、将来的にさらに人口減少が進み上記の基準を満たすことができない場合を見込み、小規模校で不足しがちな社会性を涵養する機会や多様な意見に触れる機会を確保し、様々な体験を積むことができるよう、一定の集団規模を確保できる小中一貫教育の導入について、併せて検討していきます。

2. 高萩市における適正配置

（１）基本的な考え方

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の学校の適正配置（通学条件）によると、学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要であると示されています。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（第 4 条第 1 項第 2 号）では、公立小・中学校の通学距離について、「小学校でおおむね 4km 以内、中学校でおおむね 6km 以内」という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的になっております。

(2) 適正配置の方向性

今後も児童生徒数が減少する見込みの本市においては、前述の学校の適正規模の基準を満たすためには、学校の統合など適正規模化について検討する必要があります。

第2章で示したとおり、高萩市の小・中学校は比較的コンパクトな範囲に配置されており、仮に中心市街地に学校を設置した場合、学校から直線距離で概ね4 km以内で本市の人口の大部分をカバーできることになります。

通学距離に関する国の基準を当てはめた場合、市街地に1つの学校で対応が可能ではありますが、通学に関しましては、距離だけでなく、児童生徒の発達段階、道路の状況など児童生徒の負担面や安全面を十分に考慮する必要があります。

このため、本市においては、適正配置に関する基準は設けずに柔軟に対応するとともに、一定の通学時間※を要する場合や地理的な条件などにより徒歩又は自転車での通学が困難と思慮される児童生徒については、公共交通の利用やスクールバスの導入により、児童生徒や保護者に過度の負担をもたらさないよう配慮していきます。

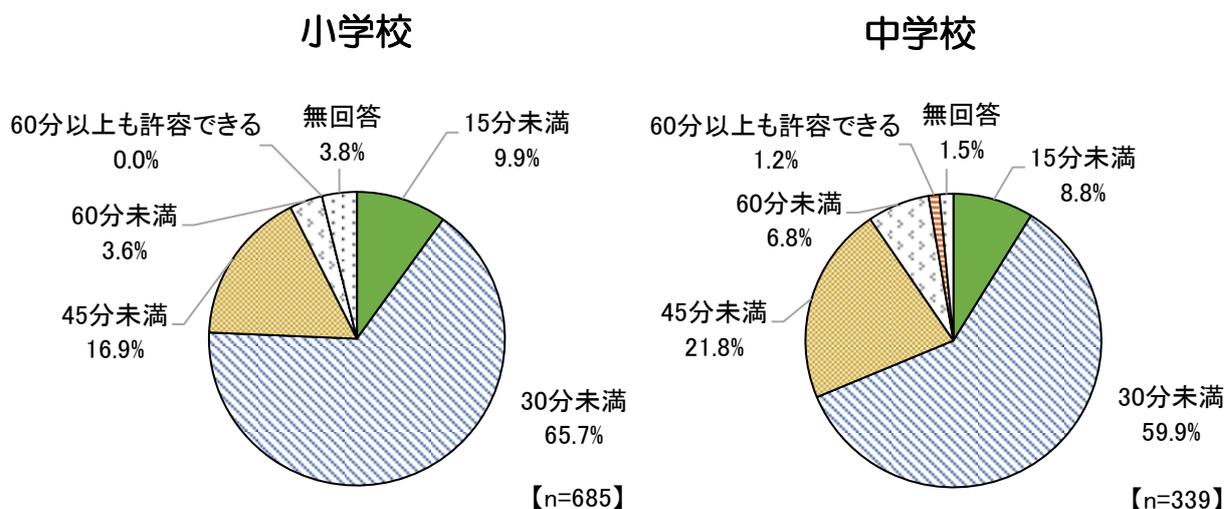
高萩市の適正配置の方向性

適正配置の基準は設けず、一定の通学時間を要する児童生徒については、公共交通やスクールバスにより通学することとする。

※ 保護者を対象とした「小・中学校の適正規模等に関する意識調査」による通学時間の許容範囲の質問では「30分未満」の回答が多数でした。

「小・中学校の適正規模等に関する意識調査結果」より

児童生徒の片道の通学時間は、どのくらいまでが許容範囲だと思いますか。



3. 学校規模適正化の手法

学校を適正規模にするための手法として、一般的に学校の統合、通学区域の見直し、学校選択制の導入などがあります。また、適正規模にはなりません、一定の集団規模を確保できる小中一貫教育を導入している自治体もあります。

(1) 学校の統合

適正化を検討する学校が、隣接する学校区と隣接しており、互いに統合することで、より適正な学校規模が維持されると見通せる場合は、学校の統合によって学校規模の適正化が図られます。

(2) 通学区域の見直し

隣接する学校区を変更することによって、隣接する双方が、それぞれに適正規模となる場合は、校区の変更により学校の規模適正化・適正配置が図られます。

(3) 学校選択制の導入

高萩市では小・中学校の就学に際して、通学区域を定めており、特段の事情がある場合などについては通学区域外からの就学を認めています。学校選択制は、市内の希望する学校に就学を認めるものです。選択の自由度が高い一方、特定の学校への児童生徒の偏在が高まる可能性があります。

(4) 小中一貫教育の導入

小学校と中学校の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度である小中一貫教育を取り入れることで、教育環境の向上を図ろうとするものです。特に児童生徒数が少ない場合は、小・中学校段階を一体的にとらえて一定の児童生徒数を確保することにより、学校行事の活性化や多様な学習集団の編制、異年齢交流の機会の大幅な拡大が可能となり、小規模校の課題である社会性の育成や切磋琢磨する環境の整備、多様な考え方に触れる機会の確保に大きな効果が期待できます。

小中一貫教育を行う学校には「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」に分けられ、それぞれ施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった施設形態があります。

第4章 留意事項

適正規模・適正配置を進めるに当たっては、次の事項に特に留意して進めることとします。

1. 既存の小規模校への対応

高萩市では、現在、小学校では東小学校、中学校では全校が標準規模を下回っている状況です。このため、早急の実施計画の策定に取り組むとともに、現在通学する児童生徒への対応として、少人数を生かした指導の充実や特色あるカリキュラムの編成など、小規模であることのメリットを最大限に生かした教育を充実させます。また、社会性の涵養^{びんよう}や多様な考えに触れる機会の確保、切磋琢磨による児童生徒の意欲を高める環境づくりに努め、小規模であることのデメリットの解消策や緩和策を講じます。

2. 多様な教育方法の検討

近年の子どもの発達の早期化やいわゆる中一ギャップへの対応、学習内容の高度化への対応、学校の社会性育成機能の強化といった観点から、従前の小・中学校だけではなく、9年間の教育課程を見通すことができる小中一貫教育の導入についても検討していきます。

また、未来の社会を担う人材を育てるため、既存の概念にとらわれることなく新たな教育方法の調査研究を行います。

3. 地域との連携

学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、防災、地域の交流、放課後児童クラブ、スポーツの場など、様々な機能を併せ持っており、適正規模・適正配置を具体化していく際には、行政が一方的に進めるのではなく、地域住民の十分な理解と協力を得る必要があります。

このため、学校の適正規模・適正配置を進めるにあたっては、児童生徒の教育環境の改善の観点を中心に据えつつ、地域住民と十分に意見交換し、地域ニーズとの整合性を図りつつ連携して進めていきます。

4. 防災拠点としての学校

近年、全国各地において異常気象などによる災害が発生しており、過去の災害レベルを超える甚大な被害をもたらす事例が増えています。こうした状況において、災害時の地域の防災拠点また避難施設である学校は、本来の設置目的に加え、地域住民にとって

重要な役割を果たすべき施設となっています。

このため、学校施設の整備の際には、防災拠点としての機能を当初から有するものとします。また、学校配置の適正化に伴い、地域によっては避難所等の一部または全部に変更が生じる可能性があります。そのため、その代替機能も含め、地域防災力の維持に努めるものとし、防災担当部署等と十分な協議を行います。

5. 市長部局との緊密な連携による検討

学校の適正規模・適正配置を進めるにあたっては、社会教育施設や児童福祉施設との併設を行うなど積極的なまちづくり戦略の一環として行うことも考えられます。また、施設整備をはじめ、多額の財政負担を伴います。このため、市長部局との間で横断的な検討体制を構築し、緊密な連携を図ります。

6. 継続的な見直しの実施

この基本方針は、小規模化が進む高萩市立小中学校の学校規模の適正化を図り、教育環境を整備するため、将来にわたる取組の基本とします。しかしながら、近年は情報化やグローバル化の進展などにより、社会の変化が激しく、価値観の多様化が一層進行している時代です。そのため、定期的に見直す機会を設けるものとし、児童生徒数の動向や教育環境の変化、国の施策の変更などを考慮しつつ、概ね5年ごとに見直しを行うこととします。